

第 7 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 18 条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第 25 条の規定により当該申請が却下された場合又は次項若しくは第 3 項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第 56 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項ただし書の場合においても、課税地を管轄する広域本部長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第 57 条中「前条第 1 項」の次に「本文」を加える。

第 62 条を次のように改める。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第 62 条 課税地を管轄する広域本部長は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から 1 年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令第 39 条の 4 に規定する不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項及び第 3 項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあっては、施行令第 39 条の規定により、課税地を管轄する広域本部長が法第 388 条第 1 項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徵収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徵収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定年月日

(2) 被収用不動産等に係る公共事業を行う者の名称

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第62条の次に次の4条を加える。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第62条の2 課税地を管轄する広域本部長は、譲渡担保権者が譲渡担保財産の取得（第49条第2項本文の規定が適用されるものを除く。）をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徵収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徵収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徵収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に譲渡担保財産を移転する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第62条の3 課税地を管轄する広域本部長は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）

第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この項において「再開発会社」という。）

が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分（以下この項、次項及び第3項において「建築施設の部分」という。）を取得

した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この項、次項及び第3項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあっては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、建築施設の部分の取得にあっては譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定年月日を、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定年月日を記載して行わなければならない。
- 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

（農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第62条の4 課税地を管轄する広域本部長は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲げる事業（同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該貸付期間のうち延長に係るもの）を除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項及び第3項において「農地売買事業」という。）の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された

場合において、これらの事業の完了の日として施行令第39条の6に規定する日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間）に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間）を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資する予定年月日を記載して行わなければならない。
- 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第62条の5 課税地を管轄する広域本部長は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（施行令第39条の7に規定するものに限る。以下この項及び第3項において「換地」という。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、換地を譲渡する予定年月日を記載して行わなければならない。
- 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第63条第4項中「（昭和44年法律第38号）」を削る。

附則第7条中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める。

附則第7条の3の次に次の1条を加える。

(心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等)

第7条の4 課税地を管轄する広域本部長は、心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するもの（以下この項及び次項において「施設」という。）を取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- 2 課税地を管轄する広域本部長は、施設の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該施設の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から3年以内の期間を限って、当該施設に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。
- 3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書により行わなければならない。
- 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。